



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則		
*21 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	 1
○ 告示		
767 生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課) 2
768 生活保護法による医療機関の指定	(") 2
769 保安林の指定	(森林整備課) 3
770 保安林予定森林	(") 3
771 保安林予定森林	(") 3
772 公共測量の終了	(技術調査課) 4
773 基本測量の実施	(") 4
774 道路の区域変更	(道路保全課) 4
775 道路の供用開始	(") 5
776 一般競争入札による落札者の決定	(警察本部) 5
○ 人事委員会告示		
9 平成23年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	 6
○ 公告		
都市計画の案の縦覧	(都市政策課) 9

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第21号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年7月8日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記第25号様式(表面)中「(1)」を「和歌山県知事」に、「(2)」を「※」に改め、同様式(裏面)備考1中「(1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)」を「※」に改め、「、それぞれ」を削る。

別記第26号様式(表面)中「(1)」を「和歌山県知事」に、「(2)」を「※」に改め、同様式(裏面)備考1中「(1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)」を「※」に改め、「、それぞれ」を削る。

別記第27号様式(表面)中「(1)」を「和歌山県知事」に、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に改め、同様式(裏面)備考1中「不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には」を削り、「(3)」を「(2)」に改める。

別記第28号様式(表面)中「(1)」を「和歌山県知事」に、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に改め、同様式(裏面)備考1中「不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には」を

削り、「(3)」を「(2)」に改める。

別記第29号様式（表面）中「(1)」を「和歌山県知事」に、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に改め、同様式（裏面）備考1中「不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には」を削り、「(3)」を「(2)」に改める。

別記第30号様式（表面）中「(1)」を「和歌山県知事」に、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に改め、同様式（裏面）備考1中「不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には」を削り、「(3)」を「(2)」に改める。

別記第33号様式（表面）中「(1)」を「和歌山県知事」に、「(2)」を「※」に改め、同様式（裏面）備考1中「(1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)」を「※」に改め、「、それぞれ」を削る。

別記第34号様式（表面）中「(1)」を「和歌山県知事」に、「(2)」を「※」に改め、同様式（裏面）備考1中「(1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)」を「※」に改め、「、それぞれ」を削る。

別記第36号様式（表面）中「(1)」を「和歌山県知事」に、「(2)」を「※」に改め、同様式（裏面）備考1中「(1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)」を「※」に改め、「、それぞれ」を削る。

別記第37号様式（表面）中「(1)」を「和歌山県知事」に、「(2)」を「※」に改め、同様式（裏面）備考1中「(1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)」を「※」に改め、「、それぞれ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
日医 47-53	本多内科	日高郡みなべ町芝455-2	平成 23. 5. 31

和歌山県告示第768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
西医 152-23	本多内科	日高郡みなべ町芝503	平成 23. 6. 1

和歌山県告示第769号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市上秋津字中畑3993の182

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中畑3993の182（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第770号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字福井376の1・428の3・435（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）390、391の1、392、394の1、430の2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第771号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字坂無484の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第772号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図更新）
- 2 作業期間 平成22年10月5日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山市の一部

和歌山県告示第773号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成23年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量、重点地域高精度三次元測量、電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成23年9月9日から平成24年3月2日まで
- 3 作業地域 国土調査に伴う基準点測量
田辺市、有田郡広川町、有田川町、日高郡印南町、みなべ町、日高川町、西牟婁郡白浜町、上富田町、すさみ町
重点地域高精度三次元測量
田辺市、西牟婁郡白浜町、上富田町、すさみ町、東牟婁郡串本町
電子基準点現地調査
田辺市、日高郡みなべ町、東牟婁郡那智勝浦町

和歌山県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月8日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡上富田町生馬字鳥淵2768番5地先から同町生馬字下滝2912番5地先まで	旧	3.50) 20.00	742.50	
同上	新	3.50) 20.00	742.50	
同上	新	8.20) 44.70	784.20	鳥淵橋 L=33.00 払合橋 L=24.00 鳥淵3号橋 L=36.00

和歌山県告示第775号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 上富田すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町生馬字鳥淵2768番5地先から同町生馬字鳥淵2785番1地先まで

供用開始の期日 平成23年7月8日

和歌山県告示第776号

和歌山県御坊警察署仮設庁舎賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県御坊警察署仮設庁舎賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成23年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
大和リース株式会社和歌山営業所
和歌山市黒田一丁目1番19号
- 5 落札金額

41,475,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,975,000円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年5月27日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第9号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成23年7月8日

和歌山県人事委員会事務局長 曾 根 義 廣

平成23年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験（Ⅲ種相当）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	8人程度	知事部局における総務関係等の業務又は教育委員会事務局における課内の庶務及び学校給食に関する業務
一般事務・紀 中	2人程度	総務関係等の業務
一般事務・西牟婁	3人程度	総務関係等の業務
一般事務・東牟婁	3人程度	総務関係等の業務
農 業 ・ 西 牟 婁	1人程度	西牟婁振興局地域振興部（田辺市）における農業情報の収集及び提供等に関する業務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	1人程度	難病・子ども保健相談支援センター（和歌山市）における総務関係等の業務
一般事務・紀 北	1人程度	那賀振興局地域振興部（岩出市）における総務関係等の業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「紀中」、「西牟婁」及び「東牟婁」の勤務地は、次の表のとおりとする。

勤務地区分表

区 分	勤 務 地 の 範 囲
和 歌 山	和歌山市、海南市、海草郡
紀 中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西 牟 婁	田辺市、西牟婁郡
東 牟 婁	新宮市、東牟婁郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断 推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査（判定は、第2 次試験で行う。）	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成23年8月27日（土）午後1時	和歌山市 田辺市	平成23年9月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成23年9月中旬	和歌山市	平成23年9月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
和歌山県庁正面玄関サービスステーション
各振興局地域振興部総務県民課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局へ請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又

は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成23年7月25日（月）から受付を開始し、平成23年8月5日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成23年7月19日（火）午前10時から平成23年7月29日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

採用は、おおむね平成23年10月から開始される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

- (2) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末、年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね1年以内

ただし、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間を延長する場合がある。

○勤務時間

試験区分	勤務時間	休日
一般事務・和歌山	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	土曜日、日曜日、休日、 年末、年始
一般事務・紀北	午後1時から午後4時50分までの週19時間10分	

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

試験区分	初任給	適用給料表
Ⅲ種相当 育休任期付職員 (一般事務、農業)	144,500円	行政職給料表
Ⅲ種相当 任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山) (一般事務・紀北)	52,827円 71,473円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の定めに従い、育休任期付職員については扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職員については通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成23年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

すさみ都市計画道路（3・6・1号上平見古々谷線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県西牟婁郡すさみ町大字江住字丸嶋、カンジャ、古々谷口向イ、尾花ウイ、古々谷口下モ、

平、寺山、井谷、鳥越、下モ田子、上ミ田子、上ミ平見、
ハダ

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
すさみ町役場総務課

4 縦覧期間

平成23年7月11日から平成23年7月26日まで